

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会

廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ 第3回会合

日時 平成25年11月25日（火）10：01～11：30

場所 経済産業省本館17階国際会議室

参加者 山内座長、辰巳委員、辻山委員、永田委員、松村委員、圓尾委員、豊松関西電力代表取締役、多田部長、村瀬課長、曳野企画官、神崎企画官、山崎課長、畠山課長、斉藤補佐

○曳野政策課企画官

それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会 第3回廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループを開催いたします。

私は、資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課企画官の曳野でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、本日はご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、会議の開催に先立ちまして、本ワーキンググループの委員につきましてご報告を申し上げます。今回、大日方委員が退任されまして、新たに秋池委員、辻山委員、圓尾委員にご参加いただくこととなっております。なお、本日は秋池委員がご欠席されております。

また、本日は廃止措置に向けた課題について、財務・会計面の影響への対応についてご説明いただくために、関西電力株式会社 代表取締役副社長執行役員 原子力事業本部長の豊松秀己様にご出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本ワーキンググループの再開に当たりまして、電力・ガス事業部長の多田からご挨拶させていただきます。

○多田電力・ガス事業部長

おはようございます。委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中にもかかわらずご出席賜りまして、心から御礼を申し上げます。

ご案内のとおり本年の4月に閣議決定をいたしましたエネルギー基本計画、これに基づく各種施策の具体化ということで、現在、新エネ、省エネの各小委員会、そして資源燃料分科会というものと並びまして原子力小委員会を開催しまして、新しい環境の下での原子力政策のあり方について議論をいただいているところでございます。

その中での一つの大きな課題といたしますものが、電力システム改革によって競争が進展した環境下におきましても、原子力事業者が安定供給、安全対策、そして円滑な廃炉といった各種の課題に対して対応できる事業環境、これをどうやって作っていくか。そうした事業環境のあり方というものが大きな課題となっているところでございます。

特に原発の依存度を可能な限り低減させていくという政府の方針の下で、円滑な廃炉を推進していくという観点から、財務・会計上の理由で廃炉の判断が影響を受けるといったことを回避し、事業者によって廃炉の判断が適切かつ円滑に行われるような環境の整備が必要だといった考え方が既に小委員会の中で一致を見ているところでございます。

そうした中で10月27日に開催された小委員会におきまして、そのために必要な制度措置、これにつきまして専門家による検討を進めるべきだという趣旨で、本ワーキンググループにおいて検討が行われることになったといった経緯でございます。

本ワーキンググループの委員の皆様方におかれましては、こうした経緯も踏まえまして、専門家の見地から技術的な議論を行っていただきたいと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○曳野政策課企画官

ありがとうございました。

次に、本日お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

お手元に配付資料一覧、資料1として議事次第、資料2、委員名簿、資料3、会議の公開について、資料4が事務局からの資料、廃炉を円滑に進めるための会計関連制度の課題、資料5が関西電力株式会社からの説明資料をご用意しております。

資料に抜けがある場合にはお知らせいただければと思います。

なお、経済産業省では会議等のペーパーレス化の取り組みを推進しておりまして、本ワーキンググループにおいては、参考資料については紙媒体の資料をお配りしておりません。委員の皆様におかれましては、お手元にタブレットがございますけれども、こちらに参考資料を保存しておりますのでご確認いただければと思います。

また、傍聴の皆様におかれましては、事前にお知らせいたしましたとおり、当省のホームページに資料を掲載しておりますので必要に応じてご参照いただければと思います。

よろしいでしょうか。

では、以降の議事進行は山内座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山内座長

それでは、議事次第にしたがって進めさせていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

プレスの皆さんの撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能ですので、引き続き傍聴される方はご着席をお願いしたいと思います。

それでは審議に先立ちまして、事務局から資料3に基づきまして本ワーキンググループの会議の公開について確認をお願いいたします。

○曳野政策課企画官

それではお手元の資料3をご覧くださいと思います。

これは、本ワーキンググループの前身の総合部会の廃炉会計のワーキンググループで了承いただいた内容でございます。

1から6までございますけれども、会議は原則公開とし、傍聴については原則認める。議事要旨については原則として会議の翌々日までに作成し、公開する。議事録については原則として1カ月以内に作成し公開する。配付資料も原則公開する。ワーキンググループの開催日程については、事前に経済産業省のホームページで公表する。個別の事情に応じ、会議、資料を非公開とするかどうかについての判断は座長に一任するものとするという中身でございます。

以上ご報告でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは本日の議題に入りたいと思います。まず事務局から資料4に基づきまして、廃炉を円滑に進めるための会計関連制度の課題についてご説明をお願いします。

事務局説明の後、引き続き関西電力から資料5に基づきまして廃止措置に向けた課題について、財務・会計面の影響への対応、これについてご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それではまず、廃炉を円滑に進めるための会計関連制度の課題について、事務局からお願いいたします。

○曳野政策課企画官

それでは、お手元の資料4をご覧くださいと思います。

1枚おめくりいただきまして、まず1ページ目でございますけれども、昨年のこの廃炉会計ワーキンググループにおいては、廃炉に関する実態を踏まえまして料金・会計制度に関する見直しを審議いただいたところでございますが、その後の環境変化、それから原子力事業環境整備に関する方針・問題意識等についてここでまとめております。

まず1点目、政府は、本年4月に閣議決定されましたエネルギー基本計画において、原発依存度

を可能な限り低減させる方針を決定しております。

それから2点目といたしまして、自由化により競争が進展した環境下でも円滑な廃炉を含めた原子力事業を実施できるよう、事業環境のあり方について検討を行う必要があるということで、これはエネルギー基本計画及び電気事業法の付帯決議で示されているところでございます。

下の箱のところでございますが、まずエネルギー基本計画における位置付けといたしまして、今、申し上げたように原発依存度については可能な限り低減させるということが明記されております。

それから3点目、安定的な事業環境の確立ということで、今後増加する廃炉を円滑に進め、規制強化に対し迅速かつ最善の安全対策を講じることが事業者に求められておりますので、国としては電力システム改革によって競争が進展した環境下においても原子力事業者がこうした課題に対応できるよう、海外の事例も参考にしつつ事業環境のあり方について検討を行うということとされております。

同様の趣旨につきましては、本年の通常国会におきます電気事業法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議の中でも示されているところでございます。

1枚おめくりいただきまして2ページをご覧くださいと思います。

原子力小委員会の議論をまとめたものでございます。第5回の原子力小委員会、8月21日に開催されましたけれども、こちらで競争環境下における原子力事業のあり方について議論がなされております。

この中で主な意見といたしまして、自由化後も廃炉を円滑かつ安全確実に進めるために必要な財務・会計的措置を講じるべきである。巨額の損失が一括して生じる制度では事業が成り立たない。制度設計に際しては財務・会計の専門的な見地から詳細な検討を行うべきと、このような意見が主に出されております。

こちらを踏まえまして、先ほどの多田からのご挨拶にもございましたけれども、10月27日の原子力小委員会におきまして、電力システム改革が進展していく中でも事業者が適切かつ円滑な廃炉判断を行うとともに、安全・確実に廃止措置を進めるための政策措置を検討するということが必要であるということとされております。

具体的な措置の検討に当たりまして、下に書いております概ね7点でございますけれども、こうした指摘も踏まえたものとしていくことが適切であるというふうにされておきまして、簡単に申し上げますと、エネルギー基本計画の方針に沿う形での事業実施を求めべきである。

あるいは最終需要家の負担に留意すべきである。安全性向上の取り組みや合理的な廃炉判断を確保する制度設計とすることが必要である。モラルハザードを回避するべきである。

それから1つ飛びまして、必要に応じて原子力の電気の利用のあり方についても適切な場で検討されるべきである。それから一番最後ですが、過去に原子力事業から享受されたメリットにも留意すべきであると、こういった意見が出されています。

1枚おめくりいただきまして3ページでございますけれども、こうした中で、現状、運転開始後40年が経過した炉、もしくは来年で40年を迎える炉というのが、原発が7基現在ございます。

こちらにつきまして、運転期間の延長を行う場合には来年の4月から7月に申請を行う必要がございます、仮に申請を行う場合には、事前に特別点検というものを実施することが必要な状況でございます。この7基と申しますのは、カラーのバージョンですと赤い囲みでございます。太い四角で囲ってある7基がこれに該当するものでございます。

こうした中で、4ページでございますが、電気事業者の財務状況についてまとめております。

震災後の原発の稼働の停止、それに伴う火力燃料費の増加に伴いまして、電力会社の財務は現状極めて厳しい状況にあるという現状でございます。

私どもの試算でございますが、運転開始後40年が経過したこの7基につきまして、仮に廃炉の判断を行った場合に一括計上が必要と見込まれる額は1基当たりで210億円程度というふうに見込んでおります。

内訳でございますけれども、核燃料関係で120億円程度、発電設備関係で80億円程度で、四捨五入の関係で210億円程度ということになっております。

この内訳でございますが、イメージ図を5ページに示しております。昨年の本ワーキンググループの議論を踏まえた省令の改正によりまして、原発の設備のうち廃止措置中も引き続き役割を果たす設備として、廃止措置資産として位置付けられたものにつきましては、この一括の費用計上には含まれません。これは5ページの下で申し上げると、黄色で示した部分になります。太い長い点線で囲った部分になります。

一方で、発電のみに使用する設備につきましては、発電機でありますとか、タービン、それから核燃料になりますけれども、こちらにつきましては一括費用計上ということになるわけでございます。

次は6ページでございます。こうした現状を踏まえまして、検討すべき具体的な課題として整理をいたしております。

現行の料金・会計制度の下では、事業者には廃炉判断を行わないことに対して一定のインセンティブが働くということで、料金面、会計面に分けて整理をしております。

まず第1に料金面でございますが、廃炉判断を行った場合には、今申し上げた設備の除却費等の一括費用計上、これを回収するためには料金改定、具体的には値上げになるわけですが、こちら

を行うことが必要になります。

現状の総括原価方式の下では、減価償却費も料金原価に参入して回収することが認められておりますけれども、廃炉によって想定していた減価償却費を超えて多額の固定資産の除却費等が一括して発生した場合には、この費用を回収するためには料金改定を行う必要があります。逆に料金値上げしなければ事業者の損失となるということでございます。

この前提で料金改定を仮に行う場合には、現行制度では向こう3年間の料金原価を見積もりますので、本来、長期間にわたって回収していた費用を向こう3年間の中で回収することになりますから、あくまでも費用の総額には変更は生じませんが、短期的な料金水準は上昇するという結果になると考えられます。

2点目、会計面でございますが、廃炉判断を行った場合には、当然、今申し上げた費用の一括計上によって、3年で回収を行う場合にも一括で費用が計上されれば財務状況自体は悪化すると考えられます。

今、申し上げた210億円程度が減損した場合には、事業者の純資産が毀損しまして、最悪の場合には事業の継続が困難となり、電気の安定供給に支障をきたすという可能性も懸念がされるものでございます。

このため、現行制度では財務・会計上の理由から事業者が廃炉判断の先送り、あるいは運転を継続するという判断を行うなど、事業者の合理的判断がゆがめられて廃炉が円滑に進展しない可能性があるという問題が考えられます。

あわせて、廃炉判断を行った場合に、一括費用計上により事業の継続が困難となりますと、これは廃炉全体の着実な遂行、あるいは電気の安定供給に支障をきたす可能性も考えられるという状況でございます。

次、7ページでございますが、図で、イメージで示したものでございますが、廃炉決定後に発生する費用につきまして、料金改定時に原価算定期間中に生ずる費用としてあらかじめ見積もることができなかった場合には、原則として料金原価に参入することはできないと。

逆に原発の廃炉に伴いまして、今、申し上げた費用をあらかじめ見積もって計上し、料金原価に算入することは制度上は可能となっておりますので、これを3年に分割して回収しますと、下のイメージですけれども、会計処理上はこの6つの箱が一気に費用計上され、むしろ料金の水準は、償却を引き続き行うよりは上がってしまうという状況になるということをお示ししております。

8ページでございますが、これらの課題に対応するために、これは原子力小委員会の中で示されたことでございますが、以下の制度について検討を行うことが必要ではないかということで、記載しております。

具体的には、電力システム改革・自由化の進展を見据えつつ、原子力政策の変更や、安全規制の変更によって廃炉に関する計画外の費用が発生する場合に、一度に当該費用を発生させるのではなく、その後、一定期間をかけて償却・費用化を認める会計措置及びそのために必要となる手当、これは料金を含めたものということですが、平準化・激変緩和のための措置ということになります。

この計画外の費用といたしましては、想定されておりますのは、バックフィット制度や、40年運転制限の影響により、計画外に発生する廃炉に伴う費用及びそれに準ずるものということになります。

下半分が本ワーキンググループでご議論いただくに当たって、例えば想定される論点といたしまして例示させていただいているものになります。

具体的には、制度の対象となる資産等の範囲をどのように決めるべきか。それから会計上の扱いといたしましての勘定科目、あるいは償却期間をどのように設定するか。料金上の取り扱いをどのように行うか。それから適用対象、見積額等について確認するためのどのようなスキームが考えられるか。これは具体的には、現状の解体引当金につきましては毎年度、経済産業大臣が承認を行うスキームになります。

一番最後ですが、電力市場における競争が進展し、小売料金の経過措置の規制が撤廃された後の扱いはどうすべきかという論点も想定されるかと思えます。

これに関連いたしまして9ページになります。

昨年、本ワーキンググループでご議論いただきました廃止措置資産の減価償却、それから解体引当金の制度、廃炉の実態という意味で見直しを行ったものですが、こちらにつきましても自由化の前後にかかわらず実態は変化ございませんけれども、こうした会計・料金制度につきまして経過措置の料金規制が撤廃後の扱いにつきましては現状未定となっております。

今般の措置とあわせて、経過措置の小売料金規制の撤廃後における扱いをどのように行うかということが、論点として想定されているところになります。

9ページの下は、その現状の制度についてのイメージを示したものになります。

以上、全体でございますけれども、10ページから参考資料になりますけれども、詳細なご説明は省略させていただければと思いますが、海外の例といたしまして、12ページの3つ目の丸でございますけれども、米国では原発の廃止措置費用の規制料金による回収を認めている例がございます。また、将来の電気料金で確実に回収することによって費用を資産化していくというような仕組みが米国ではございますので、こちらを紹介させていただきます。

以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして資料5ですね。これに基づきまして関西電力より廃止措置に向けた課題について、財務・会計面の影響への対応についてご説明をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○豊松原子力事業本部長

ありがとうございます。関西電力の豊松でございます。本日は事業者を代表いたしまして、廃止措置に向けた課題についてご説明いたします。

私ども事業者は国の方針などに基づき、従前60年運転を前提に原子力事業を運営してまいりました。抜本的な法改正、安全規制が強化される中で、従来の運転計画を見直して、計画外に廃止措置をせざるを得ない状況となりますと、まず40年以上長期にわたって支えていただいた地元にも大きな影響があると。地元にとっても計画外になってしまうということでございますが、本日は事業者の財務・会計面での扱いということに絞ってご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。まずこの1ページの一番下の箱にございますように、原子力の安全確保の一義的責任は事業者にございまして、福島事故の反省、教訓を踏まえまして、規制の枠組みにとらわれず、自主的安全性向上を継続的、徹底的にやっていくと。国民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組むと。これがまずベースになければならないと考えております。

このベースの上で、原子燃料サイクルを含む原子力事業は巨額の投資を必要としますし、長期間にわたる、超長期にわたるという特徴がございますけれども、今この原子力事業を取り巻く環境が大きく変化しつつあるという環境変化、1ページの左の方の箱でございます。

1つ目が世界一厳しい規制基準が適用された。2つ目は先ほどもございました原子力依存度を低減するという政策が決定された。3つ目は電力システム改革が進み、回収スキームが変わっていくという事業変化がございます。

この事業変化の中で、民間で原子力を担っていくというためには4つの課題があると考えております。1つ目が本日のテーマであります安全かつ確実に廃止措置を実施するということ。2つ目は安全かつ確実に原子燃料サイクルを遂行するということ。3つ目は損害賠償を今後とも可能な仕組みを作っていくこと。4つ目は原子力発電を一定規模確保する方策があると、この4点でございます。

この4つの課題に対しまして、安全規制の変更や政策変更という民間のマネジメントを超えるリスクに対しては、これを低減して、事業の予見性を高める事業環境整備が必要であると我々は考えております。

2ページをお願いいたします。廃止措置の課題でございます。まず技術的な課題を2ページで説明いたします。

この箱を見ていただきますと、運転終了いたしますと、左の上から右に行ってください、汚染を除去する、配管の汚染を除去しまして、使用済燃料を搬出しまして、10年程度、安全貯蔵すると。

その後、設備を解体・撤去し、建屋も解体・撤去する。更地になるわけですが、低レベルの放射性廃棄物が約2%、全体の量の2%出てきて、これを処分する必要があることと、放射性廃棄物以外の廃棄物、リサイクルできるものと処分するものがありますが、これが98%ございまして、この処理が必要ということになります。

低レベル放射性廃棄物の処分におきましては、これは放射能のレベルによりまして、トレンチ処分という浅いところの処分、ピット処分というところから、余裕深度処分という少し深い処分と、これだけの処分が必要になります。

この全体の工程の中で課題が3つございます。1つは、やはり使用済燃料の搬出先でございますが、これが中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設で確保されないと廃止措置が進まないという点がございます。

2点目は処分場の確保であります。それぞれ処分場となる可能性のある場所はあるんですけども、こういう処分場を確保していくということが必要でございますし、特に98%の放射性廃棄物以外の廃棄物については、資源として利用できるものはリサイクルするということが必要と考えておりまして、このリサイクルおよび処分場所の確保ということが2点目の課題であります。

3点目は、このL1と書いてあります少し低レベル放射性廃棄物の中で放射能レベルの高いものについて、これについての基準でございますけれども、基準がまだできていないということで、これは基準整備が必要と。この3点が技術的な課題と考えております。

次、3ページをお願いいたします。本日のテーマでございます技術的課題以外の財務・会計面、費用面での課題でございます。

まず、60年運転を前提に原子力発電所を運転してまいりましたが、計画外、すなわち40年を超えて運転しようとしたプラントが40年でとまる、もしくはそれ以前にとまるケースがあり得ると考えております。

我々、事業者といたしましては、原子力発電所を安全に運転するために計画的に投資を行ってまいり、燃料を調達してまいりました。こうした中で政策変更や安全規制の強化によりまして、当初の想定計画よりも早期に運転終了となりますと、計画的に投資してきた設備や燃料、この費用回収が中断してしまうと、先ほどございました一括損失という認識が必要になるという課題が

ございます。

この真ん中の箱の赤いところでございます。この一括費用の認識の影響額は発電所ごとに違いますけれども、事務局資料にございました7基平均の影響額ということで、大体200億円程度でございます。

次に、一番下でございます廃止措置の上振れの可能性でございます。福島事故以降、新規制基準が制定され、今、原子力発電に対する審査が進んでおりますが、やはり対策費用がかなりふえてまいっている事実がございます。

廃止措置におきましても、これからいろんな新規制基準に対しての対応が出てまいりますので、そういう過程でやはり廃止措置の費用がふえていくのではないかとこの心配がございます。

2点目は、先ほど申しました規制基準の中でL1という基準ができていない。これが少し時間がかかるのではないかと。これから早く廃止措置に入らなくてはいけないのですけれども、これが時間がかかるということが1点ございますし、次に、かなり政策変更で廃止が進むこととなりますので、一度に多くの廃止が進むとなれば処分先インフラの制約も出てまいりまして、今の2つの観点から廃止措置工程が遅れるという可能性がございます。

こうなりますと、当然、維持費が増加いたしますので、廃止措置費用の上振れの可能性があると考えております。海外の事例も見ながら、こういうことに対して我々一生懸命対応してまいりたいと思っております。

次、4ページでございます。これは少し先ほどと重複いたしますけれども、60年想定して高経年化技術評価を行ってまいりましたが、規制が変わりまして、抜本的な安全規制が強化されたということでもあります。

先ほどございましたように赤字で書いております7基、美浜1・2号、高浜1・2号、島根1号、玄海1号、敦賀1号、この7基につきましては、来年の4月から7月までの間に、運転期間を延長する場合は申請する必要があるということが法律で定まっているわけでもあります。

5ページをお願いいたします。さて先ほどから、私、従来60年運転を想定して事業運営してまいったというご説明をいたしましたけれども、長期運転を前提とした今までの高経年化に対する我が国の動きでございます。

20年以上前から検討が始まっており、平成8年には、当時は通産省でございましたが、高経年化に対する基本的な考え方という取りまとめが行われ、その中で高経年化した原子力発電所の健全性をどう評価するのかということの方向が示されておまして、これによって事業者として60年運転を仮定した高経年化対策の評価を実施するよう指示が出ております。

この通知に伴いまして、10年ごとでございますが、30年目の評価ということをしてまいりま

して、この30年目の評価で60年を想定した高経年のいろんな機器の評価を行い、健全性を確認できると、それに沿った長期保全計画を策定いたしまして、国からは問題ないという判断をいただいております。これが平成11年以降のこの赤いところでございます。

その後、法律的にはこの高経年化の技術評価、すなわち長い時間がたったときのプラントの健全性評価の実施が義務化され、その後、平成18年にはそれを報告するように義務化されております。

平成21年にはこれを認可するということになりまして、高経年化の技術評価を出し、それが妥当かどうかという判断のもとに、どんな保守計画をするのかということが認可されるというステップがございまして、平成22年度以降、実際40年を迎えようとしてました美浜1号機、美浜2号機につきましては、60年運転を想定した技術評価をいたしまして、それが妥当であるということと、今後10年の長期保守管理方針も妥当であるということを確認をいただいております。こういう流れの中で事業者としては60年を前提に原子力事業を運営してきたというわけでありまして、

そうしたものが一番下の新規制基準で、原則40年と決まりました。1回に限り20年延長できるということでございますが、これを延長申請するためには特別点検を行って運転期間延長申請を行うとともに、これが認可されるまでに今の再稼働を目指したプラントで行われておりますような新規制基準への適合性に係る原子炉設置変更許可を受けておく必要があるという厳しい条件が付されているわけでございます。

6ページを見ていただきますと、我々の今までの長期保守管理方針を示しているものでございます。

これは関西電力の加圧水型炉でございますが、ここに書いておりますような蒸気発生器とか、原子炉容器の上のふたとか、燃料取替用水タンクとか、中央制御盤とか、低圧の加熱器とか、タービンとか、これらを計画的に取りかえることにいたしております。こういうことを今までずっとしてまいりました。これも長期運転を見込んでやってきたわけでありまして、

設備簿価の状況でございますが、40年のところが現在といたしますと、30年程度のところで蒸気発生器、上ふたなどが取りかえられているということでございまして、したがって現時点においても残存簿価があるということで、一括損失になると大きな影響があるというところを示しているわけでありまして、

最後に7ページでございます。海外の状況でございますが、アメリカはもともと40年規制がございまして、40年規制に沿って、今、運転更新認可が申請されておりますが、稼働中の100基に対して91基が申請済みであり、あと9基は未申請ですが検討しているという状況でございますし、既に74基は認可されまして、60年に向かって運転しようとしているところでございます。

欧州の状況でございますが、フランスも10年ごとに定期的にチェックするという日本の方式と同じ方式でございますけれども、60年に向けたプログラムが、今、提案されて、それが協議されているところでありますし、スペインも同じような動きがございます。スペインのある発電所では60年を申請したということがございます。

世界も全体としては60年ということに向かっておりますので、そういうこともございまして、事業者は60年に向かって今まで事業運営してきたと。これが変わっていくということで計画外になっていくということがございます。

私からの説明は、以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、これから以降は自由討議に入りたいと思います。委員の方々、活発なご議論を期待したいと思います。なお、ご発言される際ですけれども、お手元にあるネームプレートを立てていただきますようお願いいたします。順に指名させていただきます。

また、関連する発言がある場合、そういうことをご希望される場合は、挙手をいただいてご合図いただければというふうに思います。

それでは今のご説明、あるいは先ほど事務局の資料の中には論点というのも少し含まれていたかと思っておりますけれども、それら等についてご意見、ご発言ありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

○辰巳委員

質問していいですか。

○山内座長

どうぞ、もちろん。

○辰巳委員

すみません。どなたもおっしゃらないから、またわけのわからないことを言うかもしれないんですけれども、聞いていただきたい。

関西電力さんから今ご説明いただいたお話の中で、すごく印象に残っているのは、過去ずっと60年を目指して運転してきたと。そのための投資もたくさんしてきたと。それが急に40年といわれて非常に困るんだというお話だったんですけれども。それとあと、例として海外の例なんかも全て60年を目指して運転しているというふうにおっしゃっていて。

今、関西電力さんのご説明の中でおっしゃったのは状況だけなんですよね。こういう状況で、こんなふうになった。海外はこんな状況だ。

関西電力さんとしては、事業を運営していく主体なんですけれども、どうしたいと考えておられるのかがよくわからないなというふうに思ったもので、まずご質問させていただきたいということです。

○豊松原子力事業本部長

ありがとうございます。まず私どもは原子力発電というのは3Eの観点から我が国にとって極めて重要でございまして、重要なベースロード電源であるということだと思っておりますので、安全性が確認されたプラントについては当然運転を継続すべきであると考えている。

したがって、40年を超えて運転できるプラントは、安全性を確認して、世界一厳しい基準ですから、そこで認めていただけるならばそれは運転したいと考えているわけです。

これは60年を目指して運転してきておりますけれども、実際問題は規制基準が大変厳しくなっておりますので、一つは、設計まで戻ったバックフィット規制になっておりますので、古いプラントまで、そこまでできるのか。そうしたときにどれぐらい投資しなければならないのかという大きな課題と、それから40年を超えるとき、今、高齢化の評価も新たにセットされましたので、技術的に今の厳しい規制基準をクリアできるのか、もしくは投資をしたときに回収できるのかという観点ではかなり厳しい条件にあるということでありまして、どのプラントを廃炉していくのか、どのプラントを運転延長するのかというのはこれからの判断になりますけれども、先ほどの7基というのは大変厳しい状況にあるということでございます。

○山内座長

よろしいですか。どうぞ。

○辰巳委員

そして厳しい状況にあるから、どうしたいとおっしゃっているんですか。すみません。

○豊松原子力事業本部長

それはこれから、4月から7月の間に申請するかどうか決めなければならないし、経産大臣からも早期に方針を示すようにということもいただいておりますので、これは今言った評価をして、これから決定していくということでございますけれども、その決定していく段階におきまして、我々としては政策変更とか、規制変更で起こったことによる一括費用認識への会計面の措置につきましては、緩和措置をしていただく必要があると考えております。これは安全・確実に廃炉を進めていくというためにも必要だと思っておりますので、先ほど申したような財務・会計面での措置についてご検討いただきたいというのが、今の我々のポジションでございます。

○山内座長

よろしいですか。

それでは松村委員、どうぞご発言ください。

○松村委員

まず質問いいでしょうか。本筋と関係ないところで申しわけないのですが、事務局の資料の11ページの原子力発電所のところですか。まず出典はどこでしょうか。それから、このコスト、廃止費用が幅を持った形で出てきているわけですが、これは日本においてこうなるという話なのか。世界的に見て大体こんな感じと言われているということなのかを教えてください。

○曳野政策課企画官

資料4の11ページでございますけれども、出典という意味で申し上げますと、経済産業省でまとめたもの、昨年のワーキンググループでもお示したものと同等のものと認識をしております。廃止費用につきましては、私どもが把握しております解体引当金等の廃止措置費用の見積額についてまとめたものでございます。

○松村委員

なるほど。ここで幅を持って出てきているのは、同じ110万キロ、あるいは138万キロでも、このプラントとこのプラントでは費用が違うから幅が出てきているということですか。

○曳野政策課企画官

ご指摘のとおりです。

○松村委員

わかりました。ありがとうございました。

続いていいですか。まず確認したい。どうして突然巨額損失が出て、様々な問題が起きるのかは、基本的には廃炉のコスト、あるいは発電機をそもそも建てるコストも含めて償却していく際に、トータルのコストを一旦見積もって、それをプラントで発電するであろうキロワットアワーを想定して、これで回収できるように料金に乗せてきたはずなのだけれど、分母のキロワットアワーが想定していたよりもはるかに少なくなってしまった。これが原因。

早く廃止するということもあるでしょうし、停止期間が想定以上にあったために分母が小さくなったということもある。その結果、引当て不足が起こって、廃炉すると巨額の損失が出てくる。これに対して、合理的な措置によってそういう問題が起きないようにするのが基本だと理解しています。この理解がもし間違っていたらご指摘ください。

基本的には分母の問題だと思っている。分子の問題を議論するのが主役ではない、この委員会の主な役割ではないと理解しています。どれぐらいコストがかかるのかという類いのことをオーソライズする場ではない。この理解でいいですね。

次に、関西電力の資料の、一番わかりやすいのは3ページですが、それ以降のところでも具体的に

ご指摘になった「費用の上振れや新たな費用項目が発生する可能性がある」という記述に関してです。

これに関しては、もし今言った私の理解が正しければ、この委員会でそれが正しいとかとお墨つきを与えるようなものではなく、議論されることも基本的にはないということは理解しています。それから、額としても圧倒的に大きいのは分母の方が、想定と外れてしまった点。分子の変化は今回の問題の主演ではないと思っています。この理解も間違っていたらご指摘ください。

私は、この「費用の上振れや新たな費用項目が発生する可能性があります」と、しらっと書いてあるのを、この委員会でオーソライズするなどというのは到底認めがたいし、そもそもこんなことが出てくるということ自体、原子力事業者に対する不信感を高めたのではないかと思います。どうしてなのかというと、別の委員会で、かつて原子力のコストを算定する段階で、廃炉費用については上振れする可能性があるのではないかと指摘があった。現行の見積もりで本当に大丈夫かと。これでコストを算定してもいいのかという議論が、この場に座っていない人なので私が代弁するのも変なのですが、そういう指摘が相次いであり、それに対して私自身は、もしそういうことがあるのだったら、コストは幅を持って示したらどうかと提案した。

まだ決まっていないことが多くあるわけですから、これぐらいのコストがかかる可能性があるということを、幅を持って言っていた。私たち事業者はこれぐらいだと思っているけれども、様々な悪条件が重なるとこんなに高くなる可能性もあるということを、事業者は示したらどうかと提案した。

実際にサイクルに関してはそのようなことをやり、事業者は基本的にはこれぐらいのコストだと思っているけれども、最悪の場合にはここから20%ぐらい増える可能性があるということをきちんと示していただいた。事業者の方に示していただいたのですが、廃炉に関しては、同じことを繰り返し、繰り返し指摘し、幅を持ってコストを出すべきではないかということをやったのに対して、事業者の方は断固としてこのコストで行けるということで、幅を持った推計を出していただかなかったという事実があります。

最後に、今まではコストを推計する段階では低いコストを言って、実際に料金を需要家に請求する段階になったら、想定よりはるかにコストかかりましたと言って、高い料金を請求することが繰り返されてきた。更に今後もそのようなことがあると不信感を更に増やすので、もし本当にそういう可能性があるなら、これぐらい高くなる可能性があるということを、今、示したらどうですかと言ったのだけれども、それでも断固としてノーだと言い、それに対して「もし本当にコストが増えて、料金が増えるなどということが将来あったら消費者は納得しませんよ。料金への簡単に転嫁ができると思うべきでない、消費者も納得しませんよ」ということまで言ったのに、あ

くまで断固としてピンポイントの数字しか出してもらえなかったという事実があります。それに対して、そこから数年しかたっていない状況で、コストは上振れする可能性がありますと、しゃあしゃあと出てくる。数年前の発言は誠実な発言だったのかということ、もう一度国民は考える必要があると思います。

これに関して幾つか出てきた理由のうちで、私が納得できた理由は一つだけ。一つというのは廃炉のタイミングの問題で、諸般の事情で遅れる可能性がある。それは事業者の責任ではなく、例えば廃炉の決定が諸般の事情で集中して、施設の関係で本当は今廃炉したいけれども遅れる。その間の維持費が余分にかかる。こういうのは確かに特殊事情で、これについては一応納得する。しかし、まだ基準が決まっていなかったとか、そういう類いのこと、あるいは世界一厳しい基準になったという類いのことは理由になりません。世界一厳しい基準になるというのは、あの当時から当然予想されていたことで、全く想定外のことでなかったはず。少なくとも、その当時確定はしていなくても、費用の上振れ要因としては想定して当然。

それでもピンポイントの推計しか出さなかったということ、今回のように費用の上振れの可能性があるということを安直に言われても困る。上振れはするけれど、あのとき、ああ言ったのだから、私たちはその責任をとって料金に転嫁するようなことはしない、需要家には転嫁しないで自分たちでかぶるといつもりで言っているのならいいのですけど、もしそうでなく、安直に料金に転嫁するなどということがあったら、消費者は怒るべきだと思います。

もう一回言いますが、コストの推計の段階では低い値を言っておいて、後から料金を請求する段階で高くなりましたと言いつつ、そのことが予想されているから、現時点で予想されているのならそのように幅を持って言ったらどうですかということを断固として拒否して言わなかったということに鑑みて、私は上振れした費用が安直に料金に転嫁されるのには納得しかねます。

納得しかねますが、最初に言った通りこの委員会で議論することではなく、別の委員会で議論するのでしょう。別の委員会では、昔、電力事業者が何と言っていたかなんていうことはすぐに忘れてくれるような、非常に電力会社に優しい委員が集まっている委員会でオーソライズされるのだと思うので、結局は転嫁されるのだと思いますが、しかしそのようなことがあったら、私は、消費者は怒るべきだと思います。

先ほどのような説明が本当にその時点で予想されていなかったのか。世界一厳しい基準が適用されるということは全く予想されていなかったような青天の霹靂だったのかどうかということ、きちんとして考えて、基準が厳しくなったからコストが高くなりますじゃなくて、全く予想外のことでしたということ、きちんとして説明しなければ、本当は転嫁していけないのではないかと思います。この委員会のマターでないことに長々と発言してすみませんでした。この後はもう少し具体的な

詰めた議論になると思うので、第1回しか言えないだろうと思って発言させていただきました。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

最初2点ですか、確認事項というご指摘だったんですけれども。事務局の問題提起としてそれはそういうことでよろしいかと思っておりますけれども。

○曳野政策課企画官

基本的に松村委員のご指摘のとおりだと思います。詰めた議論をする中で、具体的な議論に落とした際に必要なものは、次回の中でも事務局からお示しできればというふうに考えております。

○山内座長

それから費用の上振れについては、どうぞ、関西電力さん。

○豊松原子力事業本部長

松村委員がおっしゃったように、平成23年の段階でそんな議論を行ったと議事録で確認いたしております。本日ご説明いたしましたのは、それ以降どうということがあったのかということを中心に説明させていただきました。

その中で、規制基準というのは平成24年の7月にできたのですけれども、どのぐらい厳しくてどのぐらいお金がかかるということがわかったのではないかとということですが、これは現実問題として、運用の仕方、規制の審査、そこでいろいろ答えがわかってくるのが多うございまして、規制にはこう書いてあって、それはこう厳しく判断するんだということで、ならばこういう改造工事が必要と。実際に今、審査を受けているプラントではそういう改造工事がかなりどんどん増えていっていると。

例えば、基準地震動が上がりますと、それだけで耐震工事が増えると、地震動もその審査で決まっていくということでございますので、厳しい基準ができ、審査される中で必要な費用が上がっているという事実があるということをおし上げたつもりでありまして、これが今後、廃止措置についてどうなっていくかというのは、今後の議論でございますので、そういう可能性があるというご説明をしたということでもあります。

タイミングの方は、今おっしゃったように、タイミングがずれていくというこの2つの観点があると。私が申し上げておりますのは、23年以降こういうこともあったということで、今回の議論ではございませんけれども、そういう可能性があるということはここで触れさせていただきました。

これも先生おっしゃるように、政策変更で生じたのか、規制変更で生じたのか、これによって違うと思っております、今般、全般としては政策や規制変更という観点からご議論いただいた

らいいと思っておりますが、この件については今回の議題ではございませんので、また別途どこかで議論されていくと思っております。

○山内座長

じゃ、関連の発言を。

○松村委員

ちょっとしつこくて申しわけないのですが、今の発言を聞いて更に不安になりました。不安になったというのは、確かに23年度時点で決まっていなかったことがいっぱいあったというのは間違いありません。しかし23年度時点で決まっていなかったことがわかっていたことは多くあります。

基準はまだ決まっていなかったから、だからこそ幅を持った推計が必要なのではないかということ指摘したわけです。その時点で推計する、基準値として出てきたものがおかしいというのではなく、本来そこがまだ決まっていなかったということが少なくともその時点ではわかっていたわけですし、世界一厳しい基準になるということは十分想定範囲だったわけで、したがって幅のある推計が必要なのではないかと指摘されたのに、断固として拒否したということに鑑みて、その時点では全く予想できなかったこと、決まっていなかったことではなくて、全く予想できなかったようなことだということでないかと納得しかねるということをしたというのを、もう一度確認させてください。

それからタイミングについても、タイミングは理解できるということは言いましたが、遅れた理由が事業者の廃炉の決断が遅れた結果として遅れたのであれば、もちろん説得力がない。外的な要因で遅れたということについてなら一応納得できましたということをしたのに過ぎません。

以上です。

○山内座長

よろしいですか。

それでは永田委員、どうぞご発言ください。

○永田委員

今回、廃炉を円滑に進めるための会計関連制度の課題ということで、事務局が取りまとめたいただきました資料と、前回、廃炉ワーキンググループで措置をした、前提及び背景も私なりに比較衡量をさせていただきまして、事務局資料に基づきましてコメントいたします。8ページに検討すべき具体的課題を例示、列挙されておりますが、今後、様々な議論が進むであろうし、また色々な立場の各委員の皆様からご意見があると理解しておりますけれども、前回の廃炉ワーキンググループの検討を参考にして、より客観的もしくは妥当性を持った検討を進めるに当たって、少しご指摘させていただきたいと思っております。

1つ目は、前回の廃炉ワーキンググループでは、事務局資料の5ページにありますように、基本的には黄色のところは廃止措置中も引き続き役割を果たす設備ということで、あのと時の議論の中では、廃炉も電気事業の一環であるという基本的な考え方に基つきまして、そういう事業の一環で廃炉を進めるに当たっては、その設備について一定の収益獲得能力、つまり資産性を認めた上で償却したと認識しております。

今回の場合はその整理でなく、その整理でないというのは、廃止措置中にも引き続き役割を果たす、資産ではないという意味です。つまり発電のみに使用する資産であるということです。こういった特徴を持つ資産について、どのように償却をするかということが議論のポイントになるかと思っております。そのあたりこれから詳細な議論を進めていくという認識であります。今日は頭出しだけにさせていただきます。

それからもう一つの大きなポイントとして、今後の電気料金の自由化が将来的に、つまり平成28年以降見込まれるという、まさしく事業環境が変わる中で、安定的な廃炉措置をどのように検討するかという視点で申しますと、やはり料金自由化前と自由化後に本件の措置が変わるか否かがポイントの一つかと思っております。

もし自由化の前と後でその資産性を認める前提が変わるのであれば、例えば、従前ですと、自由化前はもちろん総括原価及び地域独占という制度の下で料金が確実に回収されるということで資産性を認めていたと私は理解しておりますけれども、今後そういう前提が自由化後に変化した場合、会計的には当然変化した会計事象を前提とした会計の認識及び測定を実施して、財務諸表に反映させていくという制度上の枠組みがございます。したがって、このあたりについて基本的に料金が増加する中で、どういう回収可能性を担保していくのかということが2つ目のポイントになるかと思っております。

今申し上げたところに関係しますけれども、前回は廃止措置資産を費用性資産として認識し、それは料金の回収が担保されることが前提としました。

今回の場合、廃止する資産を償却ではなく、事務局の資料でも一部海外の事例で紹介しているように1回損失を認識した上で、将来、料金での回収が担保されるということで、費用性資産と定義せずに、回収が見込まれる、いわゆる回収可能性資産と捉えることによってこの資産性を認めるという考え方もあります。これは電気事業会計規則の中で今回の件を検討するのか、それ以外の一般会計に広げるのか、一般会計に広げる場合は別途、議論が必要かと思えます。まずは電気事業会計規則の中で、どういう安定的な制度として定着させていくのか、このあたりが議論のポイントかと思っております。

最後に、今回も経産大臣が承認を行うというスキームを前提としているかと思いますが、実際、

事業者側がこういった申請を行って承認をするというプロセスが、やはり外部的に客観的な会計資料を認識するための会計事実だと私は認識しておりますので、手続き及び制度の安定性、客観性及び透明性が重要ではないかと考えております。

いずれにしましても今後の議論の中で、この論点について皆様のご意見を私としても拝聴させていただきます、より国民にとってわかりやすい制度になることを期待しております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

ほかにご発言いかがですか。

どうぞ、辰巳委員。

○辰巳委員

多分、事務局に伺う方がいいのかもしれないというふうに思っていて、まず今回はコストの点でということ話し合うことになっているというふうに思うんですけども、今回出していた資料の中に、技術的な問題があるんだということも並列して書いてくださっておりますよね。そういうことを一緒に考えていかなきゃいけないんじゃないかと、ちょっと私自身は思っております。

それでコストの点が、わかりませんが、もしこの話し合いの中で何か解決したとしても、実際問題きちんと片づけていくことができないという可能性がすごく高くあるというか、高いんじゃないかと私は思いますもので、そのような状況の中で、別個に考えるのではなくて一緒に考えていかなきゃいけない点があるのではないかとというふうに思うんですね。

例えばL1レベルのものを片づけるために費用がかかるんじゃないかとか、あるいは、わかりませんが、何十年後にしか解決しないというふうなときに、お金をためていて、そのお金がどうなるんだとか、そのあたりはちょっとよくわからないので。

要は会計上、技術面と一緒に片づいていくのであれば何かすごくわかりやすいというふうに思うんですけども、そのあたりの説明というのはできるのでしょうか。国民としてやっぱりすごくわからない。片方で片づかない可能性があるのに、お金だけ先にとられるんじゃないかとか、料金で。そういうふうな感覚があるんですけども、そのあたりはどのように考えたらよろしいのでしょうか。

○山内座長

これ事務局の方からご回答ありますか。

○曳野政策課企画官

まず今回の議論の対象でございますけれども、もちろんこのワーキングの議論の中で排除するものではございませんけれども、私どもとして今、提示をさせていただいているのは、4ページ、ないしは5ページの中でお示しさせていただいている核燃料関係と発電設備の関係ということでございます。

これ以外のものについて、将来的な上振れの可能性ということで申し上げれば、それは8月21日の原子力小委員会の中の事務局資料としても、例示として安全規制の変更に伴って追加の安全対策投資が発生した場合というのはございますけれども、これにつきましては、このワーキングの議論の中では少なくとも対象として認識をしているものではございません。

それから、今、辰巳委員からご指摘をいただいた話は、おそらく資料の13ページのところで参考としてお示しをしているものかと思います。あとは関西電力さんからの資料の中でも関係のものはあったかと思います。

13ページ及び14ページでございますけれども、この中でもそれぞれのL1からL3、それから高レベル放射性廃棄物について、これにつきましては、ものによっては規制基準が未策定であるもの、それから処分地についてまだ現時点で決まっていないものというのがあるのは事実でございます。

これにつきましては事業者だけではなくて、国も前面に立って最終処分に向けた取り組みを進めるということは必要だと考えておまして、特に高レベル放射性廃棄物につきましては、総合資源エネルギー調査会の議論に加えまして、関係の閣僚会議も含めて、この処分地選定に向けた方法の手続の見直しも含めて、取り組みをしっかりと国としても進めていきたいというふうに考えております。

こうした中で、当然廃炉につきましては、実態面として行う必要があるわけでございますけれども、一方で、足元でこれに係る費用につきましては、会計上の扱いということもある中で、あらかじめこれに係る見積もりについて、費用の債務認識ということが出てくるかと思っておりますので、これにつきましてはあわせて議論する必要があるのではないかというふうには考えております。

○山内座長

辰巳委員、よろしいですか。

○辰巳委員

もう少し、すみません。ごめんなさい。今のお話はもちろんよく、よくというか、ある程度わかっているんですけども、10年間例えば延ばして、その分で廃止していくための費用を回収していくというイメージでいるんですけども、そのときに処理ができなければ、ためたお金がすごく大きいですよね、何百億という、そのお金はどうなるんですか。すごく大きくなっていくんじゃないかならうかと。

だから、もしかして使わないということになりますので、処理できないのであれば、そのあたりがちょっとよく、間違った理解をしているのかどうかよくわからないんですけども、溜まったお金を使っていった初めてわかるんですけども、使わないでもし、使うことができないときにはお金が溜まっていかないかと。溜まったお金はどうなるんですかという、利子がついたりとか、そんなふうなイメージをちょっと持ってしまったんですけども。間違っていれば教えてください。

○山内座長

会計の人に聞いた方がいいかもわからない。

○永田委員

私からお答えします。確かに料金をそれに基づいて値上げしますと。その結果、売上が計上されます。一方でこれらの資産を物理的には廃棄処理ができなくても、会計的には先行して減損をしなくてはいけない、つまり減損判定せざるを得ないといいます。したがって会計上、損益計算書で減損をしまして、それが貸借対照表の純資産のマイナス項目として控除されます。

一方で、キャッシュは確かに、辰巳委員のおっしゃるとおり、全部ではないでしょうけれども、かなりの部分が残るかもしれません。したがって辰巳委員のおっしゃるとおり、そこについては損益計算書を貸借対照表の取り扱いと、キャッシュフロー上の取り扱いが若干ずれる可能性があると思います。これはまた継続的に、事業者の立場からもこういった実態になるかというのはご意見をお伺いしたいと思います。

○山内座長

今、手元に残った資金、手元資金が溜まってそれどうするんだと、そういう。

○辻山委員

ちょっとその件で簡単に。手元資金が溜まっていくという理解なのか。直ちに廃炉の作業に入るという理解なのか。私の理解は後者の方なんですけれども。つまり、ただ会計上引当てを立てて、これからキャッシュをためていくという議論をしているんじゃない。これから速やかに廃炉に入るためにどういうふうな会計の手続が必要なのかということで、このワーキンググループが作られたタイミングが若干遅れたとしても、これからためていくという話ではないという理解、この点を確認したいんですが。

○永田委員

先生、今、辰巳委員が廃炉できないんじゃないかという前提をおっしゃられたのでそう言ったまでであって、その前提でなければ、当然、今回は廃炉のためにキャッシュアウトをしていくということかと思います。

○曳野政策課企画官

ものによっておそらく変わってくるかと思うんですけども、今回お示ししている、少なくとも5ページにあるような、黄色の部分、核燃料とか発電設備につきまして、これは設備そのものですので、これについて償却を一括で行うかどうかにかかわらず、既にキャッシュアウトしておりますので、これに伴う影響というのはお金がどんどん溜まっていくというものではないというふうに思います。

一方で、昨年見直しを行った、9ページでございますけれども、解体引当金のところは辰巳委員のご指摘のとおり、これは内部積立でございますけれども、引当てをしていきますので、これについての引当てが遅れていく場合には、そこの取り崩しが遅れていくという関係にはございません。その部分については影響があり得るということでございます。

それからさらに申し上げますと、13ページのところの高レベル放射性廃棄物の地層処分のところでございますが、こちらにつきましては、非常に超長期にわたって事業を実施するというのもございますので、こちらは拠出金という形で、お金を出し切っておりますので、こちらについてはNUMOが実施をするという形で、きちんと区分した経理で実施をしていくと。ただ、実際のお金については、今、そのお金が積み立てられている状態という状況でございます。

したがって、まとめますと、どの費用項目であるかによって多少の違いはあるのではないかとこのように考えます。

○山内座長

よろしいですか。

辻山委員、どうぞ。

○辻山委員

すみません、ちょっと新人なので。今日のお話を伺いまして、会計上の話というよりは今お話に出ましたように廃炉、廃止、これをやる技術的な見通しが100%ではないという中で、そもそもこの原発という問題に入ったというのが、かなり問題だなというふうに思うんですけども、その一方でこのワーキングというのは廃炉を円滑に行っていくための会計的なネック、そのために会計がネックになっちゃいけないということで、どういうふうな問題の整理をしたらいいのかということのワーキングだという理解で参加させていただきました。

基本的に財務・会計がネックになって、廃炉の足を引っ張るということがあってはならない。財務・会計というのはもともと目的があって、それに沿っているいろいろな設計がなされるので、廃炉を円滑に進めるためにどういうふうな会計の設計をすればいいのかという面で考えていけばいいのかなというのが私の理解でございます。

それが一般の上場企業、そういう意味では自由化後と現在の状況というのはちょっと違うと思うんですけども、一般の上場企業の株式公開、株主に対する説明責任の問題と、この料金の問題というのはちょっと分けて考えて、もしそこで大きな開きがある場合にはどのように調整したらいいのか。その辺を考えるのがこのワーキンググループの使命なのかなというふうに考えております。

その上で、今現在は総括原価法のもとにあるわけですね。したがって、適正利潤の問題はちょっと別に置いておいて、原価をどう算定するのかという面で考えますと、今日お話を伺った中で一般事業会社であれば減損会計の対象になると。

これもいろいろな考え方があって、減損会計というのは日本でも新しく入ってきた基準で、2000年代に入ってきた。私は固定資産部会長で起草メンバーだったのでですけども、あの精神は貸借対照表に載っている資産が高どまりしている、あるいは、その資産の簿価を将来回収できない、できないのに資産に計上したままに置いておくというのがおかしいということで、回収可能性に疑義あったら直ちに調査に入って回収可能価額まで切り下げるという考え方なんです。

その考え方をこちらの方に適用しますと、確かに廃炉に入るんですけども、減損会計の根本はグルーピングなんです。グルーピングというのは回収可能性を考える場合に、どの単位で回収可能性を考えるのかということですから、例えばJRとか、かなり広いグルーピングでとっているはずなんです。その相互に依存し合っているその資産のグループ全体で回収可能かどうかということですから、廃炉に入った、直ちに簿価が切り下げられるべきだということではなくて、その廃炉に入ったものも含めて広いグルーピングで回収可能なのかどうかを考えるというのが精神ですので、グルーピングの問題も検討する余地があるのかなと思います。

1基ごとに使っている、使っていないではなくて、どの単位で収益を考えていたのか、採算を考えていたのかということですから、廃炉に入ったからといって、その原発からひもつきの収入があったわけじゃないという考え方もとる余地があるのかなというふうに思います。

その一方で、もう一つは減損会計になりますと、過去の支出（資産の簿価）を一旦費用に落とした上でその費用を資産化して、将来に償却していくという、費用のプロスペクティブな処理というのがありますけれども、2008年に日本でできた会計、2010年から適用されているんですけども、資産除去債務という会計基準ができて、将来の支出を資産化する。これは原発なんかにも大いに関係するんですけども、ある設備を建てたときに、その設備にかかった直接的なコストではなくて、廃炉のコストをその設備の取得原価に乗っけて、資産化して、それを償却していく。

ただ、これは一般の事業会社でも2010年から入ってきたものですから、これが今、間に合っていないわけですね、間に合わないときの処置をどうするのかということなんですけれども、これ

についても一般事業会社と、実際に起こっちゃったことなので、今から資産としてとりあえず積んで、それを減価償却していくのか、あるいは従来どおり引当て方式でやっていくのか、これも検討の余地があるのかなというふうに思います。

いずれにしましても廃炉を円滑に進めるのに財務・会計がネックになってできないということは避けるべきだし、そうしないための制度設計というのは十分にいろいろ考えられるのかなというふうに思います。

○山内座長

ありがとうございます。

どうぞ、圓尾委員。

○圓尾委員

まず松村委員からも冒頭ご指摘あったところです。原子力小委でも申し上げましたが、こういう原子力絡みの様々な制度を考えると、モラルハザードが起きないことをよくよく検証して基軸に据えるべきだろうと思っています。

その観点では、この委員会のミッションではないということですが、費用の上振れの問題も、小委員会でも申し上げましたけれども、全て認めるという方向になると必要最低限の安全対策だけやっておけばいいという考えに事業者がなりかねない。廃炉だけではなく、そういう部分が出てくるので、世界を視野に入れたトップランナー規制みたいなものを導入すべきじゃないかと申し上げました。そういう視点が必要であろうと思っています

今回の議論の目的である会計措置に関しては、その観点で私も考え尽くせていないのですが、例えば事故を起こして廃炉に踏み切らざるを得ないようなケースについては、当然、適用しないとか。モラルハザードを起こさないという観点で何か検証すべきことが残っていないかということとは、考える必要があると思っています。

その一方、これも小委員会の方でも申し上げましたが、先ほどの意見にもありましたように、会計上の問題がネックになって廃炉を進めるべきところが進まないというのは当然解決すべきだと思います。したがって、基本的には事務局が提示されているような考え方には賛成はしたいと思っています。それから細かいところでは、例えば回収の方法に関しては、原子力のメリットを受けている人を特定して、という考え方もあると思いますが、私は日本国として原子力が一定量必要だという判断で、廃炉も含めた原子力ビジネスを推進するのであれば、薄く、広く、将来的には託送料金などを使う形であるべきだと思います。目先はどういう形になるかわかりませんが、そういった考え方と整合性をとる形になればなと思っています。

それから範囲について、ちょっとひっかかるのは、例えば燃料に関していえば、確かに原子力

発電所にはいろんな形があり、あっちで使えないようなものをこっちに回すというように、LNGや石炭みたいに簡単にいかないのはよくよくわかるのですが、本当に全部対象にすべきものなのか、一定量は再利用できないのか？という点を検証する必要があると思います。同様に、難しいと思いますが、発電設備についても検証すべきだと思っています。ざくっとした説明しか今回はありませんでしたが、事業者さんの方からも、もう少し詳しい説明をいただければ助かります。

先に申し上げましたが、自由化が進むということは、原子力事業者が潰れる可能性もあるということですし、それから関電さんがというわけじゃないですが、中には悪意のある事業者が出てくるということも想定して制度をつくらなきゃいけない、ということだと思います。したがって、廃炉を進めなきゃいけない事業者が突然この世から消えたとしても、きちっと廃炉を進めることができることを国として担保する必要があるということから言えば、単なる会計という問題だけでなく、きちっと資金回収の方も担保できるような形を作っておく必要があるのかなと思います。

最初なので、そのぐらい申し上げておきます。

○山内座長

ありがとうございます。

そのほかに追加的なご指摘ございますか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

今回の資料には明示的に事務局案としてでてこなかった託送料という言葉が今出てきたので、発言せざるを得ません。この手のコストを広く薄く全ての電力消費者に負担してもらうというのは、大きな発想の転換、託送料の基本的な発想から著しく逸脱した発想だと思います。会計上手するということをかかなり超えている。

圓尾委員がおっしゃったのは、それは国策として推進するのだからということだったと思うのですが、圓尾委員の普段のご発言、ご持論からすれば、そのように託送料で回収するなどというように、託送料の本来の姿から大きく乖離したことをしておきながら、一方で利益は全部事業者が持っていきような競争電源として使うということを前提とした発言ではなかったと思います。

圓尾委員の発言がつまみ食いされないように。私としてはそのような究極の手段を考えるのであれば、完全に公益的な電源として位置付けて、民間事業者が勝手に自分の利益の追求のためだけに使うということは許さないということとセットでなければ、到底国民の納得は得られないと思いますし、圓尾委員の従来のご発言とも矛盾します。

以上です。

○山内座長

ほかに。

どうぞ、辰巳委員。

○辰巳委員

すみません、今の話に関連することですけれども、やっぱり電力の自由化がスタートした折に消費者が選択の条件というものをいろいろ考えると思うんですね。その折に、自分は原子力になるべく関係ない電気を選びたいやというふうに思った人が、今のように広く薄く全国民からというふうに言われた折に、本当に納得しにくいなというふうに思うだろうなと思いますし、そこら辺の差別化、だから電源の差別化というのをどのように図っていくのかというのは非常に重要だというふうに私は思っておりますもので、先ほどの託送料で全員から広くという話はちょっと後ほどまたご検討いただきたいなというふうに思っております。

よろしくをお願いします。

○山内座長

どうぞ。

○辻山委員

すみません、先ほど話が前後しちゃうんですけれども、会計の問題に限っては、これから検討していくというふうに、私、理解していたんですけれども、その件に非常にかかわる12ページの世界の廃止措置のところ、アメリカでもそういった措置がある。各国もう既にできたものをどうやって円滑に廃止していくのかということで、もちろん会計制度についても知恵を絞っているという状況だというふうに理解しているんですけれども。このアメリカの3番目の丸ですね、これは将来の電気料金で確実に回収することにより費用を資産化することなんですか。

ちょっとこれ意味がよくわからなかった。要するに過去の支出を繰り延べ費用的な処理をしているという意味なのか。その根拠というのは、確実に回収しなきゃならないから、それは将来の電気料金に乗せるという合意があるんだという、そういう理解でよろしいんですか。「将来の電気料金で確実に回収することにより」ということなかには将来支出も含まれているのか、どちらでしょうか。

○曳野政策課企画官

すみません、表現が悪くて申しわけございません。これについては、アメリカについては規制資産という形で制度があるというふうに承知しておりますけれども、確実に回収することが必要であり、かつ確実に回収することを担保していることで費用について規制資産として計上していると。BS上は、投資その他の資産のところアメリカの場合は計上しているというふうに承

知しております。

○辻山委員

積み上げているということですか、費用を。

○曳野政策課企画官

はい、固定資産を振りかえるような形になるというふうな実務がされていると承知しています。

○辻山委員

固定資産を振りかえるというのはどういう意味なのか。回収できるから減損費用を資産化するというそういう理解なんでしょうけれども。固定資産を振りかえるというか、取り崩しているのか、あるいは将来支出を引当て方式でやっているのか。その辺もうちょっと詳しく、そのところは詰めて決定していかなきゃいけないので、この辺の詳しい処理について教えていただきたいと思います。

○山内座長

さっきおっしゃっていたように、両方の方法を検討する余地もあるんじゃないかというお話で、そういうことですね。

そのほかに。どうぞ永田委員。

○永田委員

松村先生のコメントにちょっと。託送のところは、おっしゃるとおり、広く浅く、そういう料金として負担することについてはいろんな議論があると思っています。

一方で、恐縮ですがけれども、先ほど各委員の先生からご指摘があったとおり、会計はあくまでも会計事実を表現するというか、そういうものであるんですけども、一方で先ほど料金で回収できることをより強く担保することによって、その費用の認識の仕方も変わってくるという結果になります。収益を認識するためにある程度広く浅く、確実に回収できるという前提があって、初めて資産性が認められ、そういう前提のもとにより確実に会計的な手当ができるという関係になるものですから、託送料金か否かは別としても、そういう確実に回収できるという前提というために、圓尾委員おっしゃった広く浅く回収するという担保があれば、会計的にはその方がありがたいというのが正直なところです。

一方で、先ほどの規制資産の議論というのは、結構大変な議論になります。大変というのは電気事業会計規則の世界でそういう形におさめるのか、やはり広く一般事業会計にも及んだ議論にするか、一般会計にも波及することもあり得ると個人的には思っています。

あとアメリカの場合はUS-GAAPという米国会計基準の中でこういった手当をしています。一方で、今、IFRSという新しい国際的な会計基準の枠組みがありますので、そこでこういった規

制資産的なものを今後日本も含めてどう適用するのかというのは、まだ議論がスタートしていません。また電気事業において、そういった会計処理を適用できるかは時間がかかる議論ではないかと思しますので、それを前提とした場合は短期的にどう会計処理するかは、政策的な視点も踏まえて検討する必要があると思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。いいですか。

はい、どうぞ。

○辰巳委員

すみません、事務局の資料の3ページに絵がありまして、現状この来年の4月までに7基が申請しないといけないという、60年にするならばという状況だというご説明があったんですけども、後ろ、もう30年から39年経過しているというのは1年違いで場合によっちゃすぐ控えているんですよ。

今これからお話ししようとしている内容というのは、その7基のお話ではないですよ。全部含めてというふうに考えてよろしいですね。7基だけを取り上げて、お話がスタートしたような気がしたもので。また何年かたったころにもう一回また見直して何かしなきゃいけないとか、そんなふうにならないのかどうかちょっと心配だったもので。

以上です。

○山内座長

では、そういう理解でよろしいですね。

○曳野政策課企画官

ご指摘のとおりです。数字的にはこの7基以外については償却の途中ということもあって、来年度になるとまた数字も変わってくるだろうということで、7基の影響額ということで示しておりますし、また、この現下の対応としてこの7基というのは明らかに廃炉するにせよ、しないにせよ、判断が必要だということでお示しをしておりますけれども、今回の議論について特に7基に限定した適用を考えているものではございません。

○山内座長

ほかに。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

今日はいろいろご意見をいただきました。この問題はかなり社会的にも注目を集めて重要な問題であるので、いろんな視点から検討をすることは必要だと思いますけれども、我々のワーキングの中で議論すべきことと、それ以外の付帯的な意見というのを少しくま分けながら、我々の

中で議論することを中心にこれからはやっていきたいというふうに思います。

それでは以上で議論は終了ということですが、事務局から次回の日程についてご説明を願いたいと思います。

○曳野政策課企画官

ありがとうございます。次回の日程でございますが、12月17日水曜日の16時から、場所は経済産業省の本館17階の第1共用会議室を予定しております。

もし変更等がございます場合には、改めてご連絡をさせていただきます。

○山内座長

それではご確認をお願いいたします。

これをもちまして第3回廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループを閉会といたします。

どうもご協力をいただきまして、ありがとうございました。

—了—